

緊急人材確保奨励金・支援金

(人材確保緊急支援事業)

概要

道内や道外に在住する方が、人手不足が深刻な業種の道内事業所で一定期間以上就労した場合、就労者及び道内事業所に支援金等を支給します。

支給額 (1回限り)

道内事業所 支援金 **10万円**

※要件を満たす方の**雇入れ数に制限はありません**が、**事業所への支援金支給は1回限り**です。

道内や道外に在住する方 奨励金 **10万円**
(+ 移動費 **実費上限 10万円**)



★令和5年(2023年)1月27日(金)から受付開始予定★

問い合わせ

北海道 経済部 労働政策局
産業人材課 人材確保支援係 樋村

メール: keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp 電話: 011-251-3896

詳細はホームページを
ご覧ください。



裏面へ

対象職種、対象者

対象職種

(第4回改訂 厚生労働省編職業分類による)

09 建築・土木・測量技術者、13 保健師・助産師・看護師、
14 医療技術者、15 その他の保健医療の職業、
16 社会福祉の専門的職業、19 教育の職業、32 商品販売の職業、
34 営業の職業、36 介護サービスの職業、
37 保健医療サービスの職業、38 生活衛生サービスの職業、
39 飲食物調理の職業、40 接客・給仕の職業、
45 その他の保安の職業、46 農業の職業、
52 金属材料製造・金属加工・金属溶接・金属溶断の職業、
54 製品製造・加工処理の職業、60 機械整備・修理の職業、
66 自動車運転の職業、69 定置・建設機械運転の職業、
70 建設躯体工事の職業、71 建設の職業、72 電気工事の職業、
73 土木の職業、76 清掃の職業

※申請をお考えの業務が対象職種に該当するか否かについては、
ハローワーク インターネットサービスの職業分類をご参考ください。



※**対象職種に関するご質問は、道庁 産業人材課まで**お問い合わせください。

対象者

事業所

○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、条件を満たす道内や道外に在住する者を一定期間以上雇用

個人

○**令和4年12月6日から令和5年3月31日**までに一定期間以上就労する次の条件を満たす道内や道外に在住する方

- ・**道外に在住**する方：3週間につき**10日以上勤務**
- ・**道内に在住**する方：労働時間が**20時間／週以上、31日以上**の雇用見込みがあり、3週間につき**10日以上勤務**